

総合評価落札方式（簡易型） 試行要領 新旧対照表

	改正後	現行
	<p>長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型） 試行要領</p> <p>平成19年 1月19日 18監第467号 最終改正 平成25年 6月25日 25建企第197号</p> <p>1 目的 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WT〇対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。</p> <p>2 適用範囲 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。 （1）企業の技術力（技術提案、配置予定技術者の能力、企業の施工能力。以下同じ。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事 （2）その他、契約担任者が、総合評価落札方式（簡易型）に基づき執行することが適当であると認める工事</p> <p>3 学識経験を有する者の意見の聴取 契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）を行おうとするときは、地</p>	<p>長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型） 試行要領</p> <p>平成19年 1月19日 18監第467号 最終改正 平成21年 3月27日 25建企第872号</p> <p>1 目的 この要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WT〇対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。</p> <p>2 適用範囲 この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。 （1）企業の技術力（施工計画、配置予定技術者の能力、企業の施工能力。以下同じ。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事 （2）その他、契約担任者が、総合評価落札方式（簡易型）に基づき執行することが適当であると認める工事</p> <p>3 学識経験を有する者の意見の聴取 契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）を行おうとするときは、地</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項にに関する事項、その他必要な事項に關し、学識経験を有する者の意見を聽かなければならないものとする。</p> <p>なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。</p>	<p>方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項にに関する事項、その他必要な事項に關し、学識経験を有する者の意見を聽かなければならないものとする。</p> <p>なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。</p>
<p>4 入札公告</p> <p>契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）による入札を実施しようとするときは以下のとおりとする。</p> <p>長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づき、ア～エを公告する。</p>	<p>4 入札公告</p> <p>契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）による入札を実施しようとするときは以下のとおりとする。</p> <p>長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づき、ア～主を公告する。</p> <p>ア 総合評価落札方式（簡易型）による旨 イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。 ヴ 総合評価の方法及び落札者の決定方法 エ 別紙「技術資料作成要領」に定められたすべての資料（以下、「技術資料」という。）を提出することとし、一部でも欠いたものの行った入札は無効となる旨。</p> <p>オ 提案された<u>技術提案</u>については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてではこの限りではないこと。</p> <p>カ 落札者決定に反映された技術提案が履行できなかつた場合において</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

	改正後	現行
主 工事の施工時において要求する評価項目があり、その履行を誓約した場合（以下、「工事施工時履行項目」という。）で、履行力が確認されない場合は、工事成績評定の減点対象とすることができるること。		は、工事成績評定の減点対象とすることができるものとすること。
ク その他総合評価に関する事項		主 その他総合評価に関する事項
5 技術資料の提出	<p>(1) 入札に参加しようとする者は、技術資料を入れ公告の日から起算して15～20日以内で入れ公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出しなければならない。</p> <p>(2) 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないとする。</p> <p>(3) 技術資料を提出した者が、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を同條に規定する提出期限内に提出しなかつた場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>(4) 長崎県電子入札実施要綱（平成18年17監第426号。以下「電子要綱」という。）第2条に規定する建設工事（以下、「電子入札対象工事」という。）の場合、技術資料の提出者は、電子入札に使用するICカードの名義人とし、異なる場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。</p>	<p>(1) 入札に参加しようとする者は、技術資料を入れ公告の日から起算して15～20日以内で入れ公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出しなければならない。</p> <p>(2) 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないとする。</p> <p>(3) 技術資料を提出した者が、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を同條に規定する提出期限内に提出しなかつた場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>(4) 長崎県電子入札実施要綱（平成18年17監第426号。以下「電子要綱」という。）第2条に規定する建設工事（以下、「電子入札対象工事」という。）の場合、技術資料の提出者は、電子入札に使用するICカードの名義人とし、異なる場合は、その者による技術資料の提出はなかつたものとみなす。</p>
5 の 2 配置予定技術者の取扱い		5 の 2 配置予定技術者の取扱い

総合評価落札方式（簡易型） 試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式（簡易型）の入札において配置予定技術者として申請することができます。</p> <p>(2) 同一の総合評価落札方式（簡易型）の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができます。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。</p> <p>(3) (2)の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で企業の技術力に係る評価を行うものとする。</p> <p>(4) 技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めないものとする。</p>	<p>(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式（簡易型）の入札において配置予定技術者として申請することができます。</p> <p>(2) 同一の総合評価落札方式（簡易型）の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができます。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。</p> <p>(3) (2)の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で企業の技術力に係る評価を行うものとする。</p> <p>(4) 技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めないものとする。</p>
6 技術資料の審査	<p>6 技術資料の審査</p> <p>技術資料の審査は、競争参加資格委員会（競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねた場合は技術審査分科会）において行い、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。</p>
7 入札	<p>7 入札</p> <p>入札者は、価格及び技術力をもつて入れるものとするが、技術資料提出時に、「本技術資料をもつて入札に参加する」旨の誓約をさせることにより、入札書提出時には、技術力に係る資料は提出を要しないものとする。</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>8 入札実施における特例</p> <p>この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施する。</p> <p>(1) 開札後、入札会場において（電子入札対象工事は電子入札システムにより）、入札執行者は予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。</p> <p>ただし、入札が不調に終わった場合には、予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。</p> <p>(2) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して30日以内（休日を除く）」を「入札公告の日から起算して15日～20日以内（公告日及び休日を含む）で入札公告に記載された提出期限内」及び第12条第2項中「30日」を「10日」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 事前審査型入札により行う。</p> <p>(4) 電子入札対象工事の場合、電子要綱に定めがあるものについては、電子入札システムを使用する。</p> <p>なお、入札公告には、下記のとおり記載するものとする。</p> <p>「本工事は、提出資料及び入札書等（総合評価落札方式（簡易型）に係る技術資料を除く。）の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象工事である。」</p> <p>(5) 電子要綱第21条第1項に規定する落札者決定通知書は紙により入札参加者に送付するものとする。</p> <p>(6) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を提出</p>	<p>8 入札実施における特例</p> <p>この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施する。</p> <p>(1) 開札後、入札会場において（電子入札対象工事は電子入札システムにより）、入札執行者は予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。</p> <p>ただし、入札が不調に終わった場合には、予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。</p> <p>(2) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して30日以内（休日を除く）」を「入札公告の日から起算して15日～20日以内（公告日及び休日を含む）で入札公告に記載された提出期限内」及び第12条第2項中「30日」を「10日」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 事前審査型入札により行う。</p> <p>(4) 電子入札対象工事の場合、電子要綱に定めがあるものについては、電子入札システムを使用する。</p> <p>なお、入札公告には、下記のとおり記載するものとする。</p> <p>「本工事は、提出資料及び入札書等（総合評価落札方式（簡易型）に係る技術資料を除く。）の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象工事である。」</p> <p>(5) 電子要綱第21条第1項に規定する落札者決定通知書は紙により入札参加者に送付するものとする。</p> <p>(6) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を提出</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかつた場合は、申請書を取り下げたものとみなす。	した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかつた場合は、申請書を取り下げたものとみなす。
9 入札の無効 技術資料の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があつた者、技術提案が不適切な者及び技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者のした入札は、無効とする。	9 入札の無効 技術資料の提出を一部でも欠いた者、同資料に記載がない者、施工計画が不適切な者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者のした入札は、無効とする。
10 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準 別添「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。	10 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準 別添「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。
11 開札 入札執行者は、開札後直ちに落札者の仮決定を行い、開札結果を公表するものとする。ただし、談合情報があつた場合又は入札結果に不自然さがあつた場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直ちに行うことができない場合を除く。	11 開札 入札執行者は、開札後直ちに落札者の仮決定を行い、開札結果を公表するものとする。ただし、談合情報があつた場合又は入札結果に不自然さがあつた場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直ちに行うことができない場合を除く。
11の2 落札決定 (1) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行わなければ	11の2 落札決定 (1) 落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行わなければ

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>ばならない。</p> <p>落札候補者が上記期限内に行わなかつた場合は、配置予定技術者を専任で配置することができないものとみなす。</p> <p>(2) 落札決定は、契約担任者が落札候決定の通知を行い、落札候決定者が契約担任者に配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。</p> <p>(3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。</p> <p>(4) 契約担任者は、落札候決定者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の者たち落札候決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札候決定の通知を行う。この場合においては、(1)の規定を準用する。</p> <p>(5) (4) の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。</p> <p>(6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず(1)により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。</p>	<p>ばならない。</p> <p>落札候決定者が上記期限内に行わなかつた場合は、配置予定技術者を専任で配置することができないものとみなす。</p> <p>(2) 落札決定は、契約担任者が落札候決定の通知を行い、落札候決定者が契約担任者に配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。</p> <p>(3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。</p> <p>(4) 契約担任者は、落札候決定者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の者たち落札候決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札候決定の通知を行う。この場合においては、(1)の規定を準用する。</p> <p>(5) (4) の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。</p> <p>(6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず(1)により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。</p>

総合評価落札方式（簡易型） 試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>12 落札結果の公表</p> <p>(1) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。</p> <p>(2) (1)により落札者決定の通知をしたときは、「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について」(平成13年3月27日付け12監第564号)に定める事項に価格以外の評価点及び評価値を加えて、紙による閲覧により公表する。</p>	<p>12 落札結果の公表</p> <p>(1) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。</p> <p>(2) (1)により落札者決定の通知をしたときは、「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について」(平成13年3月27日付け12監第564号)に定める事項に価格以外の評価点及び評価値を加えて、紙による閲覧により公表する。</p>
<p>13 秘密の保持</p> <p>この要領に基づき入札者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。</p>	<p>13 秘密の保持</p> <p>この要領に基づき入札者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。</p>
<p>14 価格以外の評価内容の担保</p> <p>(1) 契終担任者は、落札者決定に反映された技術提案及び工事施工時履行項目について、履行できなかつた場合の措置を工事請負契約書において取り決めておくものとする。</p> <p>(2) 契終担任者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかつた場合には、工事成績評定の減点を行うものとする。</p> <p>(3) 契終担任者は、工事施工時履行項目の履行が確認できなかつた場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。</p> <p>(4) (2) 及び (3)において、落札者の責によらない場合は除くものとする。</p>	<p>14 価格以外の評価内容の担保</p> <p>(1) 契約担任者は、落札者決定に反映された施工計画について、履行できなかつた場合の措置を工事請負契約書において取り決めておくものとする。</p> <p>(2) 契約担任者は、落札者決定に反映された施工計画が履行できなかつた場合には、工事成績評定の減点を行うものとする。</p> <p>(3) 契約担任者は、評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合において、その履行が確認できなかつた場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。</p> <p>(4) (2) 及び (3)において、落札者の責によらない場合は除くものとする。</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>14の2 提出期限等の特例</p> <p>競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、5（1）及び8（2）の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。</p>	<p>14の2 提出期限等の特例</p> <p>競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間をおくる場合その他正当な理由がある場合は、5（1）及び8（2）の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。</p>
<p>15 その他</p> <p>(1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、次の条項を約定しておくこと。さらに条項中別紙については別紙様式1号を使用するものとする。</p> <p>(乙の提案した施工計画)</p> <p>第〇條 乙が提案した施工計画の内容及びその担保についての措置等は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合には、(1)に加え、次の条項を約定しておくこと。</p> <p>（基幹技能者）</p> <p>第〇条 乙は、工事の施工に当たり、基幹技能者を使用しなければなら</p>	<p>15 その他</p> <p>(1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、次の条項を約定しておくこと。さらに条項中別紙については別紙様式1号を使用するものとする。</p> <p>(乙の提案した施工計画)</p> <p>第〇條 乙が提案した施工計画の内容及びその担保についての措置等は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において「配置する」を誓約した場合には、(1)に加え、次の条項を約定しておくこと。</p> <p>（基幹技能者）</p> <p>第〇条 乙は、工事の施工に当たり、基幹技能者を使用しなければなら</p>

総合評価落札方式（簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>(2) この要領に定めるもののはか、この要領の実施に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>(3) この要領に定めるもののはか、この要領の実施に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>16 施行期日</p> <p>この要領は、平成19年1月19日から施行する。 この要領は、平成19年3月15日から施行する。 この要領は、平成19年12月10日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年7月22日から施行する。 この要領は、平成20年7月31日から施行する。 この要領は、平成21年1月5日から施行する。 この要領は、平成21年2月20日から施行する。 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 この要領は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。</p>	<p>しない。</p> <p>2 甲は、乙が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、乙の責によらない場合を除く。</p>